

2021年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

#### 【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

##### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

#### 【回答】

町においては、一人ひとりの保険料は、所得水準に応じた12段階で設定しています。また現在は国の基準に合わせ、第1段階から第3段階において保険料の軽減を行っています。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策として収入が一定期間減少した世帯に対し、期間を限定し保険料減免制度を実施しておりますが、継続して収入が減少し生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯となる場合は保険料の減免対象となります。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めております。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】

近隣の動向を注視し、情報を収集していきたいと考えています。

## ★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

【回答】

基準回数以上の生活援助中心型サービスを計画する場合、ケアプラン等を保険者まで提出いただき、ケアプランの検証を行います。必要によりケアプランの是正を促しますが、基準回数で一律に制限するわけではございません。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

【回答】

介護予防の訪問と介護予防通所介護については、従来相当サービスが必要な方には継続的に利用していただいております。期間を基準に一律でサービス内容を変更するのではなく、状態を十分に考慮したうえでのサービスの提供を行っております。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】

地域支援事業上限額の範囲内で必要なサービスが提供できるよう努めていきます。従来相当のサービスについては、従来どおり利用していただいております。また、上限額の範囲内で、介護予防教室等の各種事業を実施しているところです。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

### 【回答】

現在、認知症予防を目的とした、脳トレと有酸素運動をあわせて行う「認知機能低下予防教室(有酸素系)」の実施と、介護予防全般を目的とした、運動、栄養、口腔の総合的なプログラムにより介護予防を行う「元気アップ教室」の2事業を実施しております。今後についても地域支援事業の上限額の範囲内で、介護予防事業の充実を検討していきます。

### (3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

#### 【回答】

特別養護老人ホームの待機者の状況、近隣の入所系施設の整備状況などを踏まえ、事務を進めてまいりたいと考えております。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

#### 【回答】

特例入所についてはホームページにより説明をしております。また、特例入所の適用については、入所判定基準により内部で検討会を開催し適切な判断に努めています。

### (4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

#### 【回答】

閉じこもり予防のための「宅老事業」について社会福祉協議会へ委託しており、社会福祉協議会が4会場で各会場週1回のサロンを実施しております。

また、地区主体で行っている「地区宅老」へは、社会福祉協議会による運営支援、情報交換会の開催、講師謝礼等に対する年間2万円までの助成などを実施しております。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

#### 【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費については、現在実施しておりません。高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては、手続きの流れ、運用管理及びシステム改修の必要性などを踏まえ研究していきたいと考えます。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

#### 【回答】

中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入に対する助成制度については、現在実施しておりません。制度については必要性を認識するところですが、導入について現在のところ考えておりません。

### ★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

**【回答】**

国の制度である介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算の制度を活用し、介護職員の処遇改善につなげていきたいと考えます。

- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

**【回答】**

介護職員の配置基準については、国の基準により適切に配置が行われるよう周知に努めたいと考えます。

**★(6)障害者控除の認定**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

**【回答】**

支援2、介護度1～3で一定の条件を満たす方を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5で一定の条件を満たす方を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけております。一定の条件は、主治医意見書、認定調査票から判断し、対象者を認定しております。現在のところ認定者すべてを対象者することは考えてはおりません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

**【回答】**

該当者に個別に「障害者認定書」を送付しております。

**2. 国保の改善について**

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

**【回答】**

平成30年度からの国保の広域化により、制度改正が行われ、今年度においては3,500万の繰入を行い、国費の基盤安定補助を受けながら安定的な国保会計運営に努めて参ります。

- ★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

町単独の新たな減免制度は考えておりません。

- ★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

**【回答】**

令和元年度から所得減少の大きい世帯に対して、町単独の減免で18歳以下の子どもに対し均等割を半額としております。

- ★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対

象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

【回答】

国からの財源支援を受け実施しており、町単独の新たな減免制度は考えておりません。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】

国からの財源支援を受け実施しており、町単独の新たな減免制度は考えておりません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答】

資格証明書の発行はしておりません。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】

生活実態をお聞きするために短期保険証を6ヶ月の期限のものにし、窓口にお越しの際に納付の相談をさせていただいております。差押については国税徴収法に基づき適切に執行しております。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

減免制度について現状基準での制度を継続していきます。また、制度の案内は窓口用チラシ、納税通知書同封の案内文書の中に一部掲載しております。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】

令和3年4月より70歳～74歳の高額療養の支給申請手続を簡素化しました。70歳未満については、近隣の動向を注視し、情報を収集していきたいと考えています。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

**【回答】**

財産の差押えは、国税徴収法に基づき適切に執行しております。差押え禁止財産の差押えは行っておりません。

滞納整理にあたっては、滞納者との面談及び生活状況の把握を十分にするよう努めております。納税猶予、換価の猶予、滞納処分の停止については法律に基づき適正に行っております。分納、減免も滞納者の状況をよく把握し適切に行っております。

**4. 生活保護について**

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

**【回答】**

相談しやすい窓口になるよう取り組みます。尾張福祉相談センターと連携し、相談者の状況をしっかり聞き取り速やかな対応に努めます。他自治体へのたらいまわしはしていません。今後も起こらないように努めます。

- ②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

**【回答】**

「水際作戦」は行っていません。相談者、申請者の話をしっかり聴き、状況を確認し県のケースワーカーとともに適切な対応を行っています。

- ★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

**【回答】**

当該事務は扶桑町にないため、本要望については県に伝えさせていただきます。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

**【回答】**

当該事業の実施主体については、扶桑町にないため、本要望については県に伝えさせていただきます。

- ★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

**【回答】**

当該事業の実施主体については、扶桑町にないため、本要望については県に伝えさせていただきます。

- ★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるため使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

**【回答】**

当該事業の実施主体については、扶桑町にないため、本要望については、県に伝えさせていただきます。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

### 【回答】

現行の制度を維持していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

### 【回答】

現行の制度である中学生までの助成を維持していきたいと考えておりますが、近隣の動向を注視しています。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

### 【回答】

手帳1、2級の方へ全疾病拡大を実施しております。

また、手帳を所持していない方でも精神疾患での入院にかかる助成を、平成31年4月1日から1/2補助から全額補助に拡大しております。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

### 【回答】

現行医療制度の拡大は、考えておりませんが、近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

### 【回答】

現行医療制度の拡大は、考えておりませんが、近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

## 6. 子育て支援について

### (1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

### 【回答】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、令和元年度に第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画を策定。子どもの貧困対策を含め、ひとり親家庭の安定を図り、医療費の助成など経済的な支援を引き続き継続して実施していきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

### 【回答】

自立支援計画、自立支援給付金事業、日常生活支援事業等の事業に関しては、児

童相談所、尾張福祉相談センター等と連携し対応していきます。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**【回答】**

「居場所づくり」「学習支援」事業に関しては、県が主体となり NPO と協力して生活困窮世帯、ひとり親家庭を対象として継続して実施している。コロナ禍においても感染防止対策を実施しながら行われています。

「子ども食堂」に関しましては、コロナ感染症拡大に伴い、現在は活動を見合わせております。しかし今年度、新たな住民活動団体が町内にて活動を始めておりますが、緊急事態宣言など現状を見ながらの実施となっています。

また、町内小学校区単位で、小学3年生から6年生までの児童を対象に算数の基礎的学力定着のため対象に土曜教室を開講しています。

## **(2)就学援助制度の拡充**

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

**【回答】**

就学援助制度の対象を生活保護基準額については、1.2倍以下の世帯を対象にしています。1.4倍以下の世帯については、今後の研究課題と考えています。

- ②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

**【回答】**

年度途中の申請については、ホームページや福祉児童課と連携するなど周知を図っています。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、年度途中に再度、案内文を全児童生徒に配布し、周知を図りました。

## **★(3)子どもの給食費の無償化**

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

**【回答】**

令和3年度より義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の経済的負担を軽減するため、児童生徒のうち第3子以降の者が扶桑町立小中学校に在籍している場合、学校給食費の無償化を実施しています。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

無償化前の利用料負担を上回ることはありません。また、給食費(主食費)の無償化は現在のところ考えておりません。

## **(4)保育施策の抜本的拡充**

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。**

**【回答】**

少子高齢化が進展し子どもの数は減少傾向にあること、保育ニーズの多様化に伴う事業体制の構築が必要となっていること、施設の老朽化が進んでいることなどの課題がある



ので、統廃合・民営化も含めて、保育施設のあり方を検討していく必要があると考えています。

- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答】

保育所については施設の長寿命化を目指し、適時改修工事を実施しています。認可外保育施設については、町内に1カ所ありますが、毎年愛知県と指導監査を実施しており、適切に運用されていると確認しています。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答】

状況を勘案した上で、運営を検討していきます。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答】

町内に私立保育園はありません。保育士配置、保育室の面積は国の措置基準を満たしての運営を行っています。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

【回答】

管轄内に私立の認可保育所はありません。状況を勘案した上で、運営を検討していきます。

## 7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

【回答】

現在、町内にはグループホームが4棟あり、障害者が地域で安心して生活できるよう取り組んでおります。今後も、より充実したサービスを提供できるよう努力します。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】

原則、区分ごとの基準支給時間での対応となっておりますが、聞き取りや本人の状況により必要と認めれば必要時間を支給しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするととも

に、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

**【回答】**

短期や臨時においてのみ、状況に応じた移動支援を、通園・通学・通所・通勤に利用していただいております。施設入所中の利用は認めておりませんが、一時帰宅した際などについては、状況に応じた対応をしております。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

**【回答】**

入院時、入院中のヘルパーの利用は困難ではありますが、ケースに応じた取り組みは必要であると考えております。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

**【回答】**

障害者総合支援法に基づいて事務を進めておりますので、課税者には応分の負担を求めています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

**【回答】**

利用される方の状況を踏まえつつ、法律に基づいて事務を進めております。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

**【回答】**

利用される方の状況を踏まえつつ、法律に基づいて事務を進めております。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

**【回答】**

機を見て、国への要望を考慮します。なお、今のところ自治体単独での補助は考えておりません。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

**【回答】**

状況を鑑みて、自治体での報酬単価を考慮します。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に

助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

**【回答】**

国の検討状況及び近隣市町の動向を踏まえ、研究していきたいと考えております。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

**【回答】**

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種の一部負担金につきましては、尾北医師会管内で統一し2,000円としております。ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯については無料で接種することが出来ます。

任意予防接種は、満75歳以上で定期接種対象外の方を対象として1回実施しております。2回目の接種は、対象としておりません。

## 9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

**【回答】**

産婦健診は、平成29年度より1回助成しています。2回助成につきましては、近隣市町の動向を踏まえて研究していきたいと考えております。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**【回答】**

妊産婦歯科健診の助成につきましては、実施しておりませんが、妊婦の歯科健診につきましては、集団健診として実施しています。

- ③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**【回答】**

保健師等スタッフについては、必要な人員を事業毎で確保、報償費で対応しています。歯科衛生士の配置におきましても同様な対応で、常勤での複数配置については、いまのところは考えておりません。

## 【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

**【回答】**

国においては、将来に渡り、持続可能な年金制度の試算、設計をしていると考えておりますので、現時点では要望は考えておりません。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

**【回答】**

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、また介護・福祉労働者の処遇・人材育成・確保について、機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

**【回答】**

今後、機会があれば要望していきたいと考えております。

- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

**【回答】**

各制度の財政運営における国の負担を充実するよう、機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えております。

## **2. 愛知県に対する意見書**

### **(1)福祉医療制度について**

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

**(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。**

**【回答】**

機会があれば要望していきたいと考えております。

**(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について**

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的な PCR 検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

**【回答】**

機会があれば、要望をしていきたいと考えております。

- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

**【回答】**

介護・福祉労働者の処遇及び人材確保について、また感染予防等に係る経費について、国の負担を充実するよう機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えております。

- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

**【回答】**

機会があれば、要望をしていきたいと考えております。